

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第206回 防疫措置のため従業員が出勤できなくなった場合の対応

「ゼロコロナ」政策が続く中国では、ある区域から感染者が出ると、直ちに現地政府によって区域封鎖などの管理制御措置が取られ、それには行動制限が含まれるために、従業員が出勤できなくなる企業が多くなっています。上海市では今年3月末からの大規模な封鎖が今なお解除されておらず、最近では北京市でも新規感染者数が増え、4月末から5月初めにかけて多くの区域が封鎖されています。このような状況に対し、日系企業が取るべき社内対応の原則と留意点などについて解説いたします。

◇防疫措置により出勤できなくなるケースの代表例

従業員が出勤できなくなる原因にはさまざまな可能性が考えられますが、比較的多い例として以下のケースが挙げられます。

1. 社内に感染者もしくは濃厚接触者が出たことにより、その企業の従業員が全員隔離対象となる。
2. 企業が所在する社区（居住区画）に含まれる他の企業で感染者が出たことにより、その社区全体が管理強化区域に指定され、社区内の企業の従業員に対し一定期間の自宅観察が要求される。
3. 従業員の自宅がある社区に感染者が出たことにより、その社区が管理強化区域に指定され、社区内の居住者に対し一定期間の自宅観察が要求される。
4. 従業員が過去に訪れた区域に感染者が出たことにより、その区域が管理強化区域に指定され、区域内の人員に対し一定期間の自宅観察が要求される。
5. 特定の地区で多数の感染者が出たことにより、当該地区全体が封鎖され、地区内の人員に自宅隔離が要求される。

◇現行の中国法制度の下でこのような事態に対応する際の原則

2020年1月末に新型コロナウイルスが出現して以来、こうした事態への対処にかかる中央政府の原則は実質的には変わっていませんが、各地により執行方式にはやや相違があります。以下では北京市を例に、大きく2通りの状況に分けて企業の対処方法をご紹介します。

1. 従業員が新型コロナウイルス感染症の感染者、無症状感染者、疑似症患者、濃厚接触者（以下合わせて「感染症リスク対象」という）となった場合

（1）隔離治療期間または医学観察期間における賃金の支払い

▼テレワークの実施が可能な場合は、正常に勤務した場合の基準により労働報酬を支払う。

▼テレワークができない場合、当該従業員が正常に勤務した場合の賃金待遇のうち、基本給、職務給などの固定した構成部分を支払い、業績給、賞与、歩合給などの固定しない構成部分および交通費、食事手当などの実際の出勤に伴い発生する費用は支払わなくてよいが、支払う額は北京市の最低賃金基準を下回ってはならない（※）。

（2）「感染症リスク対象」に該当する従業員が、隔離期間が満了してもなお勤務を停止し治療を継続する必要がある場合は、医療期間の関連規定に基づく病気休暇賃金を支払う。

2. 従業員が「感染症リスク対象」に該当しない場合

（1）企業が当該従業員に自宅で勤務させる場合、一般に在宅勤務期間は正常に勤務したものとみなし、企業は正常に労働報酬を支払わなければならない。

(2) 在宅勤務できない場合、従業員には年次有給休暇、年次福利休暇、残業の代休などの各種休暇を優先的に使用させ、この期間について従業員には正常に出勤した場合の基準で労働報酬を支払う。

(3) 在宅勤務ができず、各種休暇もすべて使い終わった場合の対応

▼勤務できない期間が比較的短い場合（通常1カ月まで）、1の（1）に前述した「テレワークができない場合」と同様の基準（※）により労働報酬を支払う。

▼勤務できない期間が1カ月を超える場合、労使双方で改めて賃金を約定することができるが、市の最低賃金基準を下回ってはならない。協議しても従業員と合意できない場合、「北京市賃金支給規定」第27条を参照して市の最低賃金基準の70%以上の基本生活費を支払えばよいとされる。

(4) 従業員本人が政府による防疫措置に従わなかったために隔離治療を受けたり、医学観察措置の対象となったりした場合、企業は私事休暇として処理することができる。

◇日系企業での対応の留意点

「防疫管理措置のため出勤できなくなった」との報告を従業員から受けた場合、まずは証拠となる書類を提出させ、出勤が不可能となったことの真実性と原因を速やかに確認します。出勤できない状況であることが確認されるようであれば、解決方法について会社と従業員で協議することは政府からも推奨されているため、会社として協議の対応をしっかりと行うことをお勧めします。また、在宅勤務させることになった場合は、勤務した時間を毎日報告するよう指示するとよいでしょう。

上海汽車、4月新車販売60.3%減＝生産も縮小

中国メディアが9日までに報じたところによると、中国自動車最大手、上海汽車（上海市）がこのほど発表した4月の新車販売台数（速報値）は前年同月比60.3%減の16万6552台だった。減少幅は3月（10.1%）から拡大した。ロックダウン（都市封鎖）措置の導入で生産は15万8159台と62%減少した。

主要合弁事業のうち、米ゼネラル・モーターズ（GM）との乗用車合弁、上汽通用（上汽GM）の4月販売は70.4%減の2万3829台。ミニバンなどを手掛ける上汽通用五菱（上汽GM五菱）は43.6%減の7万6017台。ドイツ自動車大手フォルクスワーゲン（VW）との合弁、上汽大衆（上汽VW）も72.3%減の3万8台に落ち込んだ。

上海汽車の1～4月販売累計は前年同期比11.2%減の138万7115台とマイナスに転じた。上汽GMは28.4%減の29万8365台。上汽GM五菱は9.3%減の40万2074台。上汽VWが1.1%増の36万1237台とプラスを確保した。（上海時事）

《蘇州・江蘇省》

泉峰汽車、欧州でEV部品増産へ＝江蘇省

中国ニュースサイト、証券時報網などが9日までに報じたところによると、上海証券取引所上場の自動車部品メーカー、南京泉峰汽車精密技術（江蘇省南京市）はこのほど、ハンガリー北東部のミシュコルツ地区に第2工場を建設し、電気自動車（EV）用部品の生産規模を拡大する方針を明らかにした。

第2工場の投資額は6000万ユーロ（約83億円）。工期は1年の予定で、モーターハウジングやインバーターケース、バッテリートレイを中心に手掛ける。これにより、ハンガリー工場の投資総額は計約1億2000万ユーロとなる。

同社は、現地で第1工場を建設中だが、フランス自動車部品大手ヴァレオがドイツ電機大手シーメンスと合弁設立したヴァレオ・シーメンス・eオートモーティブと供給契約を結んでいる。製品は最終的に独高級車メーカー、メルセデス・ベンツに納入される見込み。（上海時事）